

# 消防力整備基本計画

## 第6次改訂版



甲賀広域行政組合消防本部

## 目 次

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の期間	1
3	整備の基本目標	1
4	計画策定に際して想定する災害と対応	2
5	計画に際して考慮すべき状況等	3
	(1) 災害出動状況	
	(2) 各業務状況	
	(3) 社会情勢	
	(4) 消防力情勢	
6	人員計画・組織・装備	16
	(1) 消防力の現状	
	(2) 今後の消防力の考え方	
	(3) 大規模災害に対する今後の対応	
	(4) 消防職員採用計画	
	(5) 各資格者養成及び研修計画	
	(6) 組織計画	
	(7) 施設等整備	
	(8) 車両整備	
	(9) 通信指令装置関係	
	(10) 今後の検討課題	

### 消防力整備基本計画

発行年月日／平成24年 1月初 版  
平成24年12月改訂版  
平成25年12月改訂版  
平成28年 1月改訂版  
平成30年 3月改訂版  
令和 3年 7月改訂版  
令和 8年 3月改訂版

# 甲賀広域行政組合消防本部消防力整備基本計画

## 1 計画策定の趣旨

昨今の地方公共団体を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来、住民ニーズの高度化、多様化など社会情勢の変化や国の構造改革による諸制度の大幅な改革により大きく変動しており、当組合の構成市においても厳しい環境下での行財政運営を余儀なくされている。

さらには、経験豊富なベテラン職員の大量退職、若手職員の離職率の増加に加え、なり手不足が深刻化し、人材確保が急務となっている。

このような情勢の中、市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするために、市民視点と財政状況に配慮しつつ、計画的に消防力の強化、充実を図る必要がある。

なお、消防環境を取り巻く社会の潮流は、あらゆる面で大きく変化し、さらに進展していくと予想されるところであるが、構成市の人口動向、地理的条件、社会環境等について検討し、基本的な考え方及び具体的施策を定め、消防力の整備に関する計画を策定する。

## 2 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和13年度までとし、1年ごとに検証するものとする。

	消防施設等	消防組織	通信体制	救急体制	防火体制	財政
令和8年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓
令和9年度						
令和10年度						
令和11年度						
令和12年度						
令和13年度	↓	↓	↓	↓	↓	↓

## 3 整備の基本目標

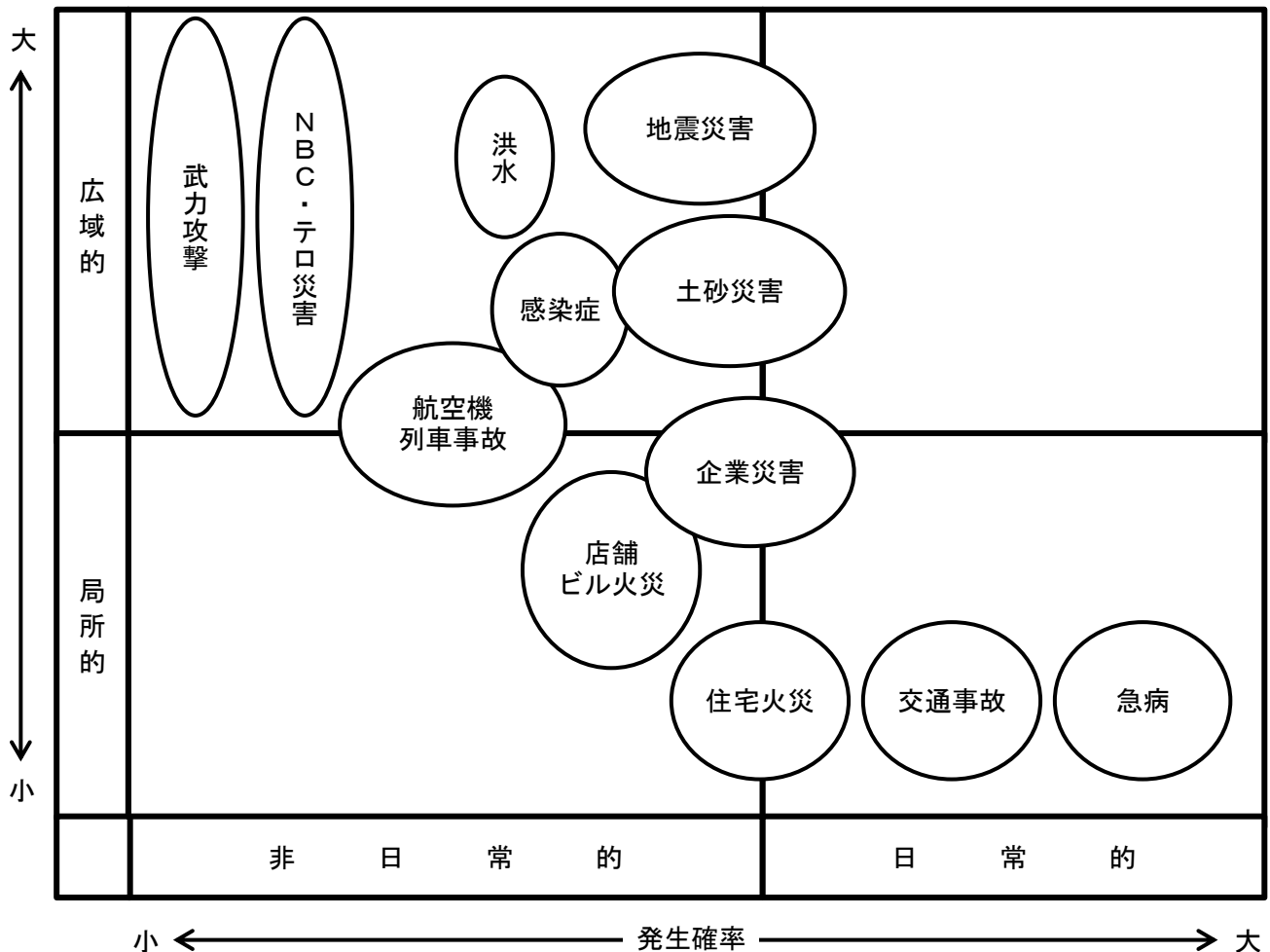
- (1) 消防の任務を深く自覚するとともに、消防行政水準の向上をめざし、市民の視点に立った施策を推進する。
- (2) 厳しい社会経済情勢を踏まえ、内部努力を最優先に改革を進め、効率的、効果的な施策の策定に努める。
- (3) 限られた人員で消防力を充実していくため、職員の能力を高め、消防施策に活かす組織作りに努める。
- (4) 複雑多様化する災害や新たな感染症等の予測し得ない事案に対して対応できる消防、救急、救助体制を整備する。
- (5) 家庭、地域、事業所の関係者に予防行政を浸透させ、防火意識を高める。
- (6) 市民や事業所の関係者をはじめ、地域社会とより一層連携を深め、危機管理体制の充実強化に努める。
- (7) 高齢者や障がい者等の災害時要援護者に配慮した各種消防施策の推進に努める。
- (8) 計画的な職員採用及び人材育成に努め、消防力の充実を図る。

#### 4 計画策定に際して想定する災害と対応

本計画においては、平時の火災、交通事故、救急事案をはじめ、列車事故等による多数傷病者の発生事案、台風や豪雨による水災害、さらには、発生が危惧されている南海トラフ地震等の巨大地震や新興ウイルス等の感染拡大、武力攻撃やテロ災害など、局所的なものから大規模災害まで、消防を取り巻くさまざまな災害を想定し、当消防本部の現有消防力に対応できる事案以外にも、滋賀県内からの応援を要するもの、全国からの応援を要するものなど、災害対策基本法や消防組織法、また、各応援協定等に基づく応援要請も視野に入れながら、そのフェーズに応じて適切に対応していくものとする。

特に、他機関からの応援を受ける際は、当消防本部における受援体制を早期に構築し対応していくことが、大規模災害を迅速かつ的確に鎮圧するためのカギとなることから、消防力の整備を計画していく上では、その充実強化を図ることも重要な要素となる。

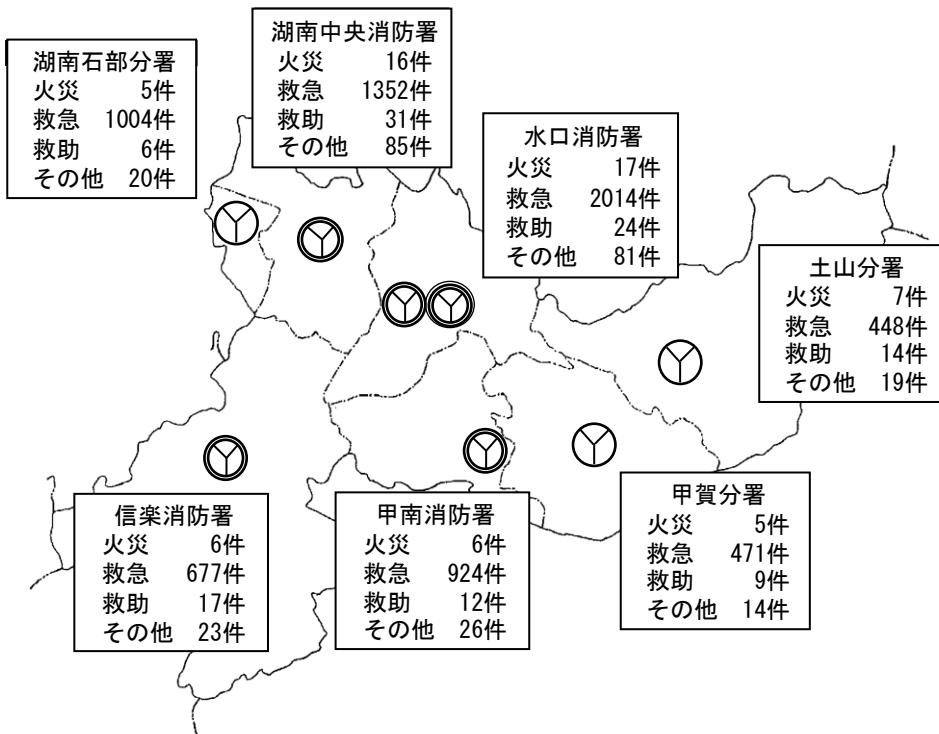
<想定する災害のイメージ>



## 5 計画に際して考慮すべき状況等

基本目標達成のためには、消防部隊の充実、救急需用への対応等消防現場の組織充実とともに、予防行政の専門性を高め、さらに危機管理体制についても構成両市との連携を強化する必要がある。しかし、厳しい財政状況下において、市民の生命、財産を守ることに目的を照らし合わせながら、将来動向を定めなければならない。

### (1) 災害出動状況(令和6年中の火災、救急、救助、その他の災害出動)



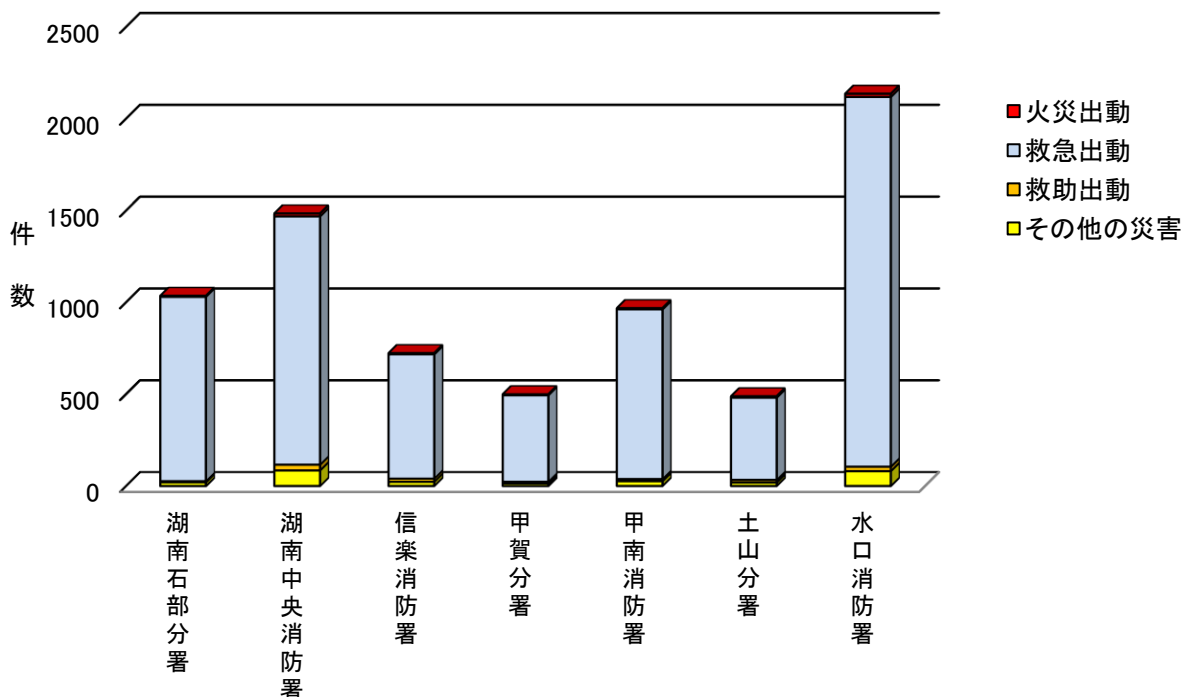
#### 令和6年中全出動件数

火災	62	(3)
救急	6983	(90)
救助	118	(5)
その他	310	(39)
合計	7473	(137)

※( )内は、高速道路の出動件数の内訳を示す。

#### 令和6年中管轄外出動件数

救急	3
救助	1
その他	3



## ① 火災出動

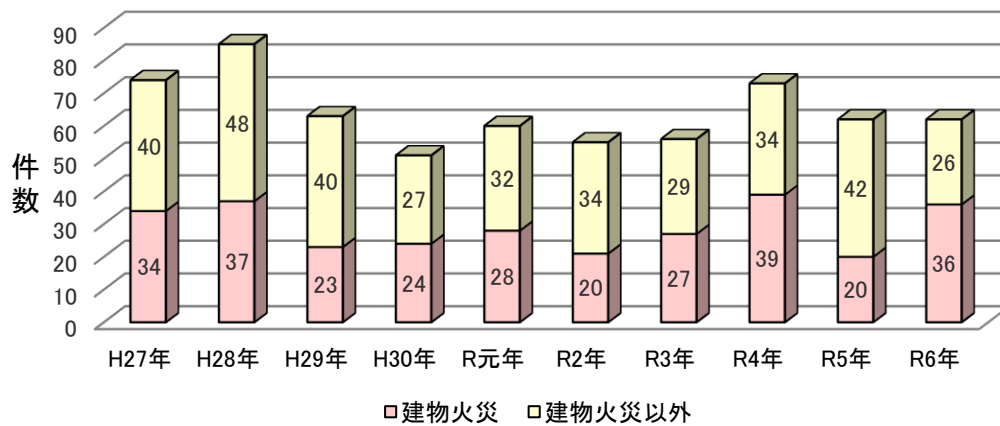
管内における令和6年中の出火件数は62件で、出火率(人口1万人当たりの出火件数)は4.45となり、同年における全国の出火率2.97を大きく上回っている状況にある。

過去10年間の火災動向を見ると、平成28年に最多となる85件を記録し、平成30年には51件まで減少したものの、平均すると約64件となる。発生した火災を種別で比較すると、建物火災が全体の約58%を占め、また、火災原因では火入れ(野焼き・草焼き等)が上位を占めているのが特徴である。署所別の出動件数を比較すると、湖南中央消防署管内での出動件数は増加傾向であるものの、それ以外の管内の消防署にあっては、減少傾向であることが分かる。

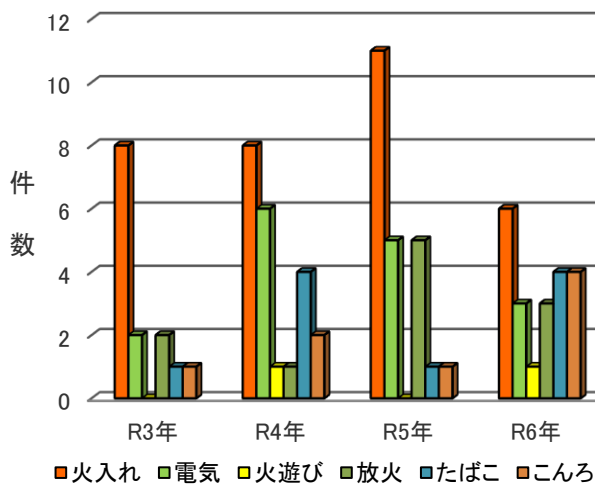
住宅火災においては、65歳以上の高齢者の死傷者に占める割合が依然として高い状況にあり、今後の高齢化の進展に伴い、住宅火災による死傷者数のさらなる増加が懸念されることから、住宅用火災警報器の設置率向上をはじめ、総合的な住宅防火対策の推進が必要である。

また、災害時に援助を必要とする利用者が入・通所する小規模社会福祉施設や病院・診療所、館内の状況に不慣れな方々が利用するホテルや旅館等とともに、違反対象物の公表制度の対象となる施設に対する指導の強化が必要不可欠である。

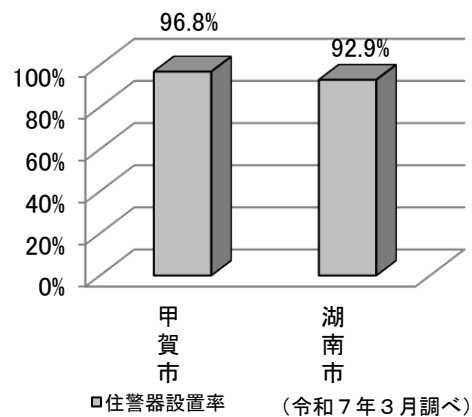
火災件数の状況



主な出火原因



住宅用火災警報器設置状況



## ② 救急出動

救急出動は、この10年間を見ると、平成23年に5,000件を超えて以降、毎年5,500件前後を推移している。令和6年は、過去最多となった令和5年から更に182件増となる6,983件を記録している。

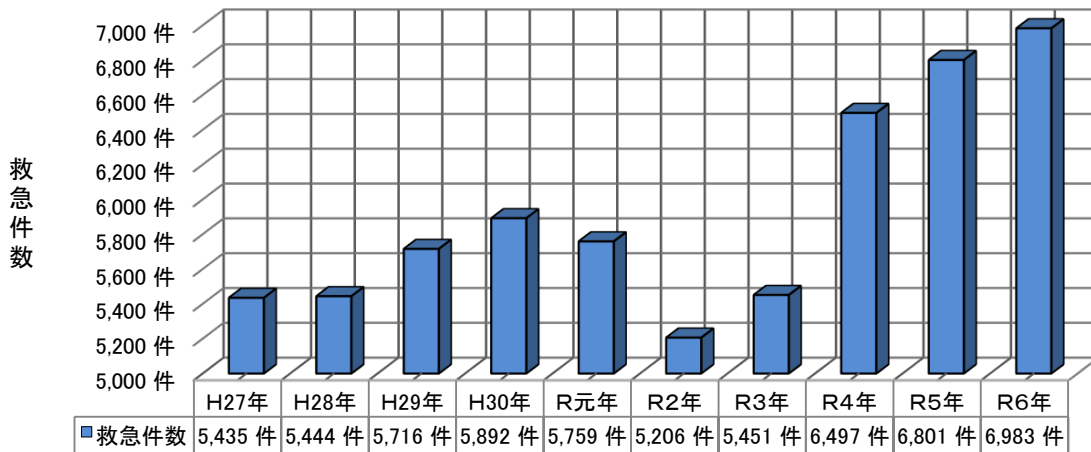
令和6年中の内訳としては、救急出動の搬送内容において急病が約69%を占めており、構成市における高齢化の進展を勘案すると、将来的な需要予測は増加するとともに救急業務の高度化への期待は一層高まるものと考えられる。

救急救命士法が平成3年に施行されて以降、病院前救護は年々高度化しており、救急隊員に求められている知識、技術も高度なものとなっている。現在では、認定救急救命士による気管挿管、薬剤投与（アドレナリン投与）、血糖測定、ブドウ糖溶液の投与、心肺機能停止前の重度傷病者に対する静脈路確保及び輸液の実施が認められている。このような中、メディカルコントロール体制下において高度化への対応を図っており、この体制を保持するためには、救急救命士の資格を取得した職員の新規採用や、新たに救急救命士を養成していくとともに、病院実習や研修により資質向上に努め高度な救急救命体制づくりを推進している。

一方、平成27年4月から、済生会滋賀県病院（栗東市）を基地とした「京滋ドクターヘリ」の運航が開始されたことにより、管轄全域で30分以内に救急医療を提供できる体制が整い、適切な医療機関への迅速な搬送が可能となっている。

また、現在の救急業務において重要な位置を占めるものに応急手当普及啓発があげられるが、各種事案の現場に居合わせた人（バイスタンダー）が適切な応急手当を速やかに行うことにより傷病者の救命効果を一層向上させることは、医学的見地からも明らかにされているところであり、バイスタンダー、救急隊、医療機関へと引き継ぐ「救命の連鎖」を強化する取組みが求められている。このことから、平成16年から一般市民も AED（自動体外式除細動器）の使用が可能となり、当消防本部においても、実技指導を積極的に取り組むとともに eラーニングを活用した普通救命講習も実施している。さらには、増加が懸念される救急出動に適切に対応していくため、救急車の適正利用について、住民の方々への理解とより一層の協力に関する広報活動に取り組んでいる。

### 救急件数の発生状況



### 救急搬送の将来推計

総務省消防庁は令和5年に救急搬送の将来推計を公表している。この試算によると、高齢化の進展、熱中症患者の増加、新興感染症の流行等により救急需要は今後増大する可能性が高いことが示されている。増加する救急需要への対策として、救急需要予測の精緻化、医療との連携等が考えられる。

### 令和6年度中の普通救命講習等の実施状況

	普通救命講習		その他救急法指導	
	回数	受講者数	回数	受講者数
消防本部	1	13	3	5
水口消防署	21	311	0	0
甲南消防署	11	172	0	0
信楽消防署	4	70	1	7
湖南中央消防署	27	372	1	9
合計	64	938	5	21

### 救急救命士と認定救命士の状況 (R7.10.1)

救急救命士	55
気管挿管	4
薬剤投与	54
拡大新処置 ※1	46

※1 心肺機能停止前の重篤傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与

### 令和6年中に救急救命士が行った特定行為数

除細動	7
輸液	51
薬剤投与	24
気道確保	49
合計	131

### ③ 救助出動

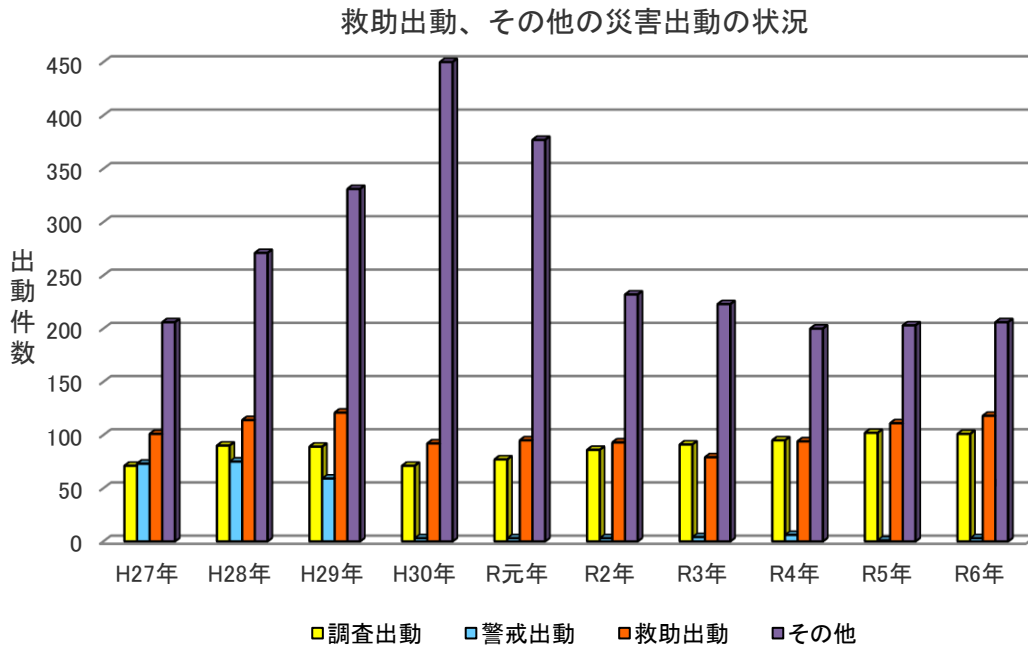
消防機関の行う人命救助とは、自然災害、人為的災害を問わず、人力や機械力を用いてその危険を排除し、安全な場所に救出する活動であり、令和6年中の救助発生件数は118件、活動件数は75件、救助人員90人で、件数としては対前年7件の増加となっている。出動の内訳では、建物が47件と最も多く、次いで、交通事故が41件、機械事故が5件、水難事故が2件、自然災害が2件となっています。また、山岳事案8件に出動している。

救助隊は、特別救助隊、水難救助隊及び山岳救助隊で編成しており、特別救助隊は、人命救助に関する専門教育を受けた隊員と必要な資機材を搭載した救助工作車によって構成され、水口消防署に9名、湖南中央消防署に9名の特別救助隊員を選任して救助工作車を配備し、管内全域の災害に即応している。また、水難救助隊員12名、山岳救助隊員11名を選任して各所属に配属している。

救助活動は、時代の変化とともに車両事故、中高層建築物等の複雑多様化する一方、土砂災害等の自然災害も多く発生しており、あらゆる災害に対応するためには、隊員の教育体制の構築や救助資機材の計画的な整備が必要である。

#### ④ その他の災害出動

消防機関では、火災とまぎらわしい通報や怪煙に係る調査出動、ガス漏れや危険物の漏えい事案に対応するための警戒出動に加え、ドクターヘリ飛来に伴う地上支援活動など、火災、救急及び救助事案に該当しないものとして、その他の災害にも出動している。令和6年中の管内におけるその他の災害の出動件数は206件となっており、中でもその他出動が全体の約66%を占める状況にある。これは、ドクターヘリへの対応以外にも、救急活動を支援するための出動等も含まれているため、救急出動件数に大きく影響を受ける部分でもある。



#### ⑤ 国民保護

国際的な安全保障環境については、ロシアによるウクライナ侵攻や北朝鮮による度重なる弾道ミサイルの発射など新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が差し迫った課題となる中、日本においては、平成16年6月に成立した国民保護法により、武力攻撃事態や大規模テロ等緊急事態に対処するための態勢が整えられている。地方公共団体は、この国民保護法に基づき、警報の伝達や避難の指示、救援の実施など、国民保護のための措置を行う責務を有しており、消防機関も市町村長の指揮の下に、これらの任務を行うこととされている。

滋賀県内においては、生物化学テロ災害相互応援協定に関する覚書により、有事の際の連携協力体系が整備されているところであり、当消防本部においても、NBCR災害に対応する防護服や呼吸保護具（消防庁からの無償貸与分を含む。）等の資機材を保有しているものの、今後は、その充実強化に向けた検討を行う必要もある。

併せて、関係協定の締結や構成市の国民保護計画と整合する施策を展開していくほか、あらゆる災害に対応していくためには、行政だけではなく、地域との役割分担や連携により、総合的な防災力を高めていく必要がある。そのため、消防団員や自主防災組織、企業や学校などの地域組織と行政が連携した防災への取組が求められるとともに、これらの各組織との情報共有化を進め、平素から有事に対応できる体制を構築することが必要である。

以上の各出動状況から勘案すると、住民の生命、身体、財産を守り、安心して安全なまちづくりを推進していくためには、消防が果たすべき責務は極めて重要であり、近年、社会的に大きな影響を与えた大規模林野火災や木造密集地火災、また、地震や豪雨をはじめとした自然災害や新型インフルエンザ（新興ウイルスを含む。）等への対策など、複雑多岐にわたる事態においても、迅速かつ適切な消防活動を展開していくためには、適正で的確な人員配置計画とともに、さまざまな教育訓練や研修の機会を活用し、各分野におけるスペシャリストの育成に向けた職員の能力開発を進めるなど、継続的な組織の活性化を図っていく必要がある。

## ⑥ 原子力災害対策

原子力災害に関する対策については、滋賀県及び構成市が定める地域防災計画並びに滋賀県広域消防相互応援協定により対応することとなる。

なお、今後においては、これら地域防災計画等との整合を図りながら、必要に応じて見直しを図るものとする。

### ア 原子力発電所事故災害対策（処理すべき事務又は業務）

- (1) 緊急時における放射線検出活動を含む情報処理、滋賀県及び構成市との連携調整
- (2) 消防対策本部の設置
- (3) 住民の避難誘導、救助等
- (4) 救急搬送に関すること。
- (5) 住民への緊急通報の伝達（広報）
- (6) 広域避難時の危険物、火薬等に関する措置命令の発令
- (7) 職員の被爆管理と感染防護
- (8) 緊急消防援助隊の受入れに関すること。
- (9) 滋賀県広域消防相互応援協定に基づく業務
- (10) 原子力災害、防護資機材の調達、整備に関すること。

### イ 放射性物質事故災害対策（処理すべき事務又は業務）

- (1) 放射性物質等の特性及び取扱い状況の把握に関すること。
- (2) 放射線事業者に対する防災上の指導に関すること。
- (3) 災害時における放射線事業者と連携体制の確立に関すること。
- (4) 放射線災害に係る職員の教育訓練に関すること。
- (5) 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- (6) 災害現場の警戒活動に関すること。
- (7) 災害現場における消火、救助、救急活動に関すること。
- (8) 被爆者の受入れ医療機関の調整に関すること。
- (9) 放射線障害を含めた負傷者の応急医療に関すること。
- (10) 災害現場における消防警戒区域の確保及び区域外への市民等の立ち退きに関すること。
- (11) 事態収拾後の災害調査報告に関すること。

NBCR災害対応資機材の保有状況							
放射線防護服	2	陽圧式化学防護服	10	簡易型防護服	172	酸素呼吸器	5
空気呼吸器	63	防塵マスク	219	防毒マスク	34	個人線量計	23
(放射線測定器) サーベイメーター 7							

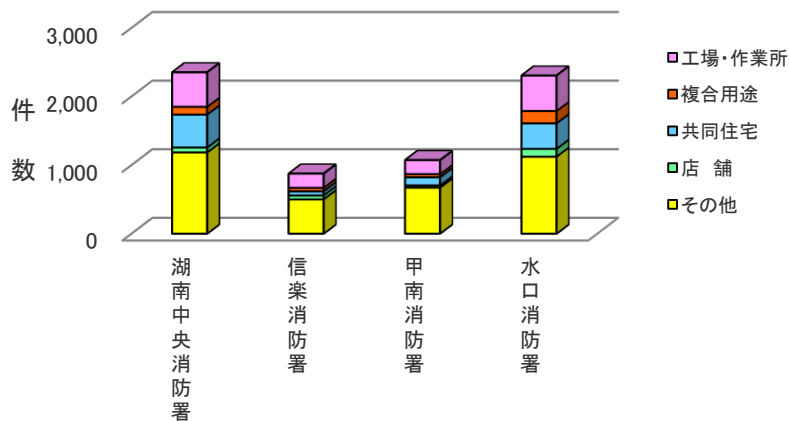
- N : 核燃料物質、核爆弾による災害
- B : 細菌、ウイルス等の病原体による災害
- C : 工業用化学薬品、CO、化学剤による災害
- R : 放射性兵器や原子力発電所での事故による災害

## (2) 各業務状況

### ① 防火対象物規制業務

(令和7年3月末現在で把握している防火対象物数)

	工場 作業所	複合用途	共同住宅	店 舗	その他	合 計
水口消防署 (土山分署含む)	518	179	372	114	1,123	2,306
甲南消防署 (甲賀分署含む)	205	45	119	32	672	1,073
信楽消防署	207	51	60	58	500	876
湖南中央消防署 (湖南石部分署含む)	503	114	479	72	1,185	2,353
合 計	1,433	389	1,030	276	3,480	6,608

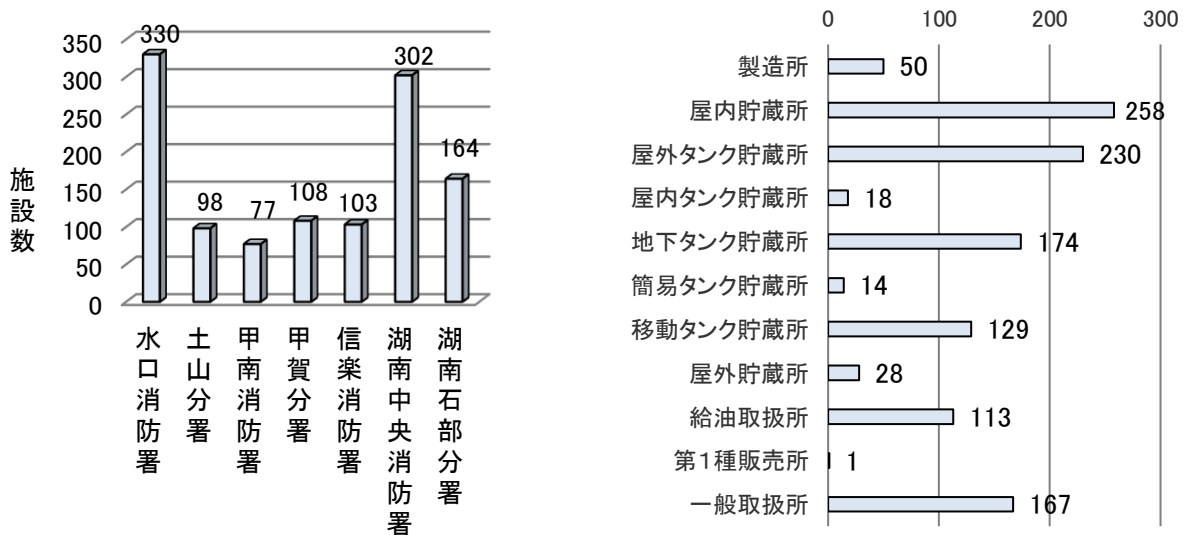


消防法令上規制を受ける防火対象物数は、6,608件(甲賀市4,255件、湖南省2,353件)で、そのうち工場、作業所として把握している件数は、1,433件と県下でも東近江行政組合消防本部管内に次いで多い数値となっている。署別には、水口消防署及び湖南中央消防署管内に多く、湖南省では湖南工業団地を中心として、また、甲賀市では従来からの対象物に加え、工業団地の造成により多くの企業が進出している。これらの多くは製造業で、工程上必要不可欠な高圧ガスや危険物といった消防法上規制を受ける物品を保有する企業も数多く、防災の観点から留意されるところである。また、設備的にも高度経済成長期に投資されたものの老朽化による防災上の課題について指摘されているところであり、法に照らし合わせた適切な維持管理に向けての指導が必要とされる。

このような状況を勘案すると、消防法令遵守の徹底に向け、査察の強化を図り、違反処理体制の確立と違反是正の推進に努めなければならない。このためには、専任(日勤)の予防要員の配置が必須であり、さらに専門的知識と経験に裏付けされた有資格者である予防技術資格者の養成と適正配置により、火災予防体制の構築が求められるところである。

## ② 危険物規制業務

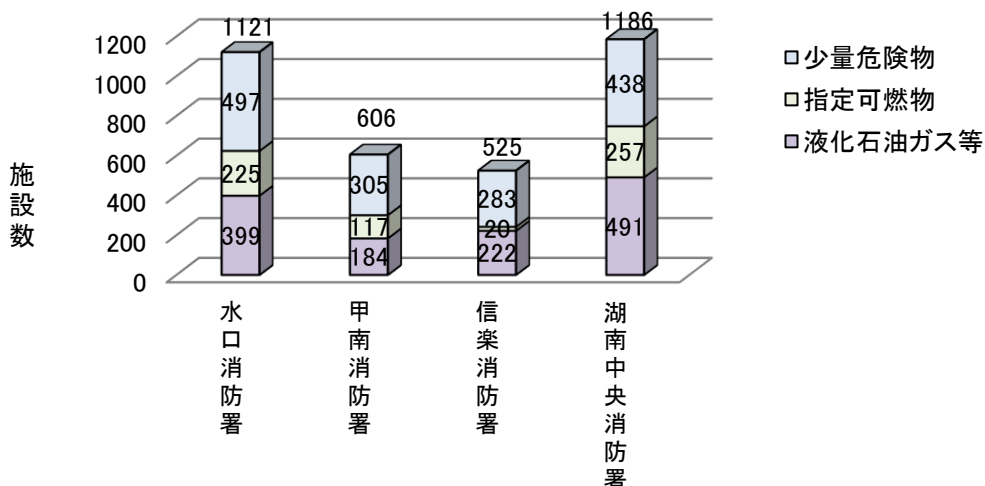
(令和7年3月末現在で把握している危険物施設数)



消防法では、火災の危険性を有する物品を危険物として指定し、火災予防上の観点から貯蔵、取扱い及び運搬について規制している。特に、指定数量以上の危険物は、製造所、貯蔵所及び取扱所以外の場所では取り扱ってはならず、製造所、貯蔵所及び取扱所を設置しようとする場合には許可を受ける必要がある。当消防本部管内には1,182の危険物施設があり、滋賀県内に5,249ある危険物施設の約22%を占め、管内署別では水口消防署及び湖南中央消防署に大規模な工業団地があるため、管内危険物施設全数の53%を占めている。また、施設区分では、製造所50施設、貯蔵所851施設、取扱所281施設と貯蔵施設が大半を占めている。全国的には危険物施設数は減少傾向にあるにもかかわらず、危険物施設の災害は横ばい状態である。特に、地下タンク貯蔵所においては、設置されてから長期間を経て老朽化が進むとともに、地中に埋設され発見が遅れるなど、危険物流出が危惧される現状から、早期の流出対策や設備更新を指導しているところである。

## ③ 液化石油ガス、少量危険物等の規制業務

(令和7年3月末現在で把握している施設数)



消防法で、火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う際の届出による危険の把握、指定数量未満の危険物及び指定可燃物その他指定可燃物に類する物品については、市町村条例において「貯蔵及び取扱いの技術上の基準」及び「貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」を定め、規制することにより火災を予防している。

#### ④ 防火管理規制業務

消防法では、多数の人を収容する建物の管理について権原を有する者に対して、自主防火管理体制の中核となる防火管理者を選任し、消火、通報及び避難訓練の実施等を定めた消防計画の作成等、防火管理上必要な業務を行なわせることを義務付けている。当消防本部管内において、防火管理者を選任しなければならない対象物数は、甲種防火対象物で1,033件（乙種274件）あり、このうち870件（乙種173件）については消防機関への届出がなされ、残る対象物については選任を指導するとともに、資格を付与するための講習をオンラインでの実施を開始するなど是正に努めているところである。

防火管理者の必要な対象物

	甲賀市	湖南市
甲種	706	327
乙種	209	65

令和6年度中防火管理者講習受講状況

第1回目	77名
第2回目	46名

防火管理者選任済対象物数

甲種	592	278
乙種	129	44

令和6年度中防火管理者再講習受講状況

受講数	23名
-----	-----

消防計画届出数

甲種	579	272
乙種	120	43

令和7年3月末現在

#### ⑤ 防火査察業務

消防機関は、火災予防のために必要があるときは、消防法の規定により対象物に立ち入って検査を行っている。この立入検査によって消防法令違反を確認した場合は、是正指導、警告、命令等を行い、法令に適合するよう違反是正に努めているが、全国における最近の火災事案の検証等から、火災が発生した場合、人命に多大な損害が出るおそれがある対象物には、違反処理を含めた積極的な対応が求められるところである。

このことから、予防要員の専門性を高めるとともに、立入検査を通した一層の違反是正を図らなければならない。

令和6年度中の立入検査実施対象物数

甲賀市	488
湖南市	219

令和6年度中の立入検査実施危険物施設数

甲賀市	85
湖南市	31

## ⑥ 幼年消防クラブ・女性防火クラブ

幼年消防クラブは、幼年期に火の大切さや、火の正しい取扱いについて学習し、意識高揚を図ることで火遊び等による火災の減少や防災についての理解を深めてもらうことを目的に結成されており、現在、管内の幼稚園や保育園ごとに甲賀市は11園、湖南市は5園の幼年消防クラブが結成されている。

また、女性防火クラブは、家庭からの出火防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、防火防災に関する知識・技術を習得し、安全で住みよい地域社会の推進に寄与することを目的に、現在、甲賀市内に2クラブが結成されている。

甲賀市、湖南市の幼年消防クラブ及び女性防火クラブの結成状況

令和7年5月現在

	幼年消防クラブ					女性防火クラブ	
	クラブ数	クラブ員数				クラブ数	クラブ員数
		3歳児	4歳児	5歳児	合計		
甲賀市	10	177	223	230	630	2	29
湖南市	5	149	151	152	452		
合計	15	326	374	382	1082	2	29

※1園は休園

## ⑦ 通信指令業務

令和6年中の119番受信件数は9,443件で、うち携帯電話119番受信件数が5,175件となっており、携帯電話からの受信件数が全体の54.8%を占め携帯電話からの通報が増加傾向にある。また、救急医療案内情報システムの利用件数は214件で、広く市民に情報の提供を行っている。

次に、消防活動に欠かすことのできない消防救急無線に関しては、電波法関係審査基準の改正に伴い、平成27年3月をもって従来のアナログ無線からデジタル無線に移行している。現在、基地局無線装置を大納言山と消防本部に設置するとともに、朝宮地先に無線の不感地帯を補うための簡易基地局を設け、260MHz帯にて移動局との通信を行っている。

平成28年度から平成29年度にかけては、高機能消防指令システム整備事業を実施。新しいシステムでは、聴覚障がい者等向けのNET119緊急通報システムを導入、令和2年6月には外国語の通話にも対応できるよう三者間同時通訳も整備し、多様な119番通報にも対応するとともに、大規模災害時には指令台を分割することにより同時に最大8回線の119番通報を受信することが可能となっている。

令和6年中の119番受信状況

火災	46	まちがい	452
救急	6,615	ベルのみ	66
その他災害	210	その他問い合わせ	739
同報	285	転送	127
通報訓練	335	通報テスト	563
いたずら	5		
合計		9,443	

令和6年中の救急医療案内利用状況

小児科	53	歯科	1
内科	78	外科	24
眼科	5	皮膚科	6
整形外科	23	その他	15
耳鼻科	9		
合計		214	

### (3) 社会情勢

#### 構成市の将来推計人口

推計人口

	2025年	2030年	2040年
甲賀市	87,343	82,624	75,552
湖南市	53,879	51,109	47,187
合 計	141,222	133,733	122,739

当消防本部管内の人口について、現状は微減で推移しており、今後は今まで以上に減少することが予測されている。また、出生率についても低下している。

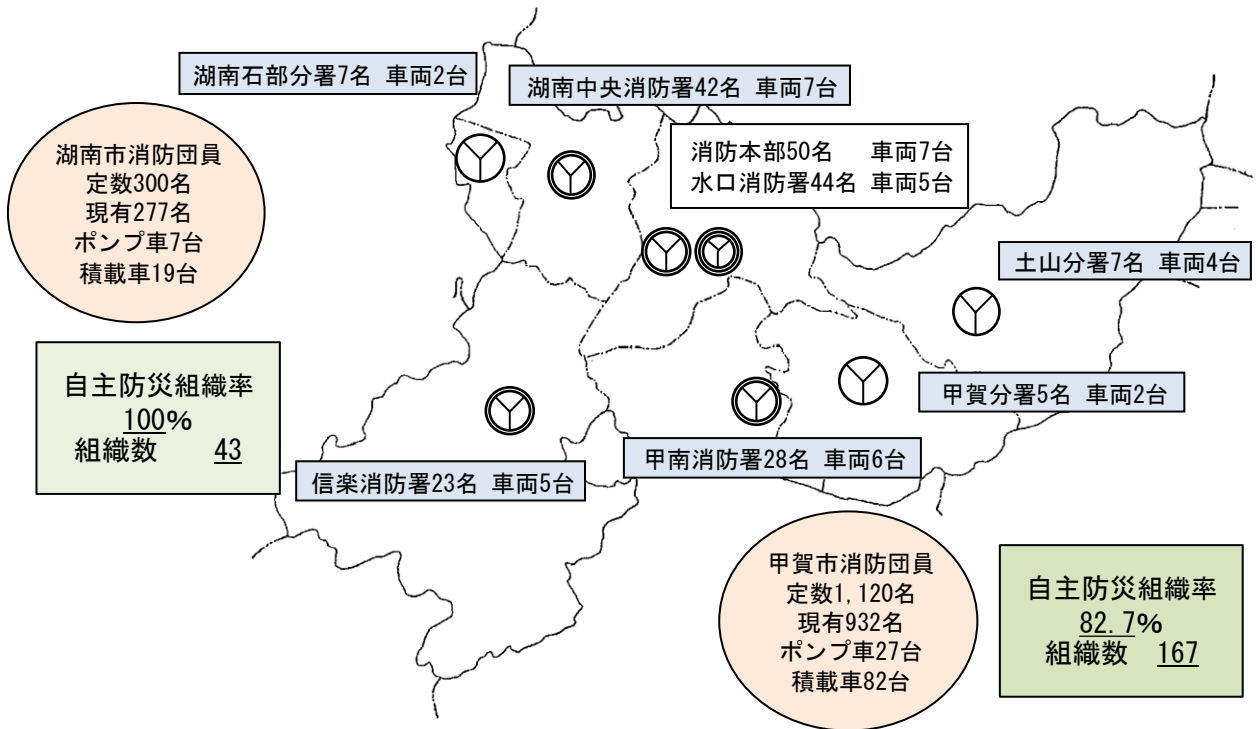
一方、高齢化率は、両構成市において上昇しており、高齢者、障がい者等の災害時要援護者の安全性確保のために、消防力を強化するとともに自主防災組織率の底上げ等にも配慮する状況にある。また、火災調査等の結果に基づく効果的な火災予防施策を展開するとともに、住宅用火災警報器の普及に努める等、住宅防火に対する行政と地域住民との共通認識の下、住宅安全対策を推進する必要がある。

両構成市の基本計画によると、それぞれ広域的な地域整備計画があり、湖南市では県道4号、国道1号バイパスなどの道路網を生かした企業誘致の充実や土地利用の適正誘導、また、JR甲西駅、石部駅、三雲駅の各駅周辺環境整備を行うことにより、道路交通や公共交通の相互利便性を高めた交通ネットワークの形成に向けた取組みを推進するとともに、災害に強い都市基盤の整備や、「見守り・目配り」をはじめとした地域ぐるみの防災体制を強化し、安心安全なまちづくりを促進していく計画等が示されている。

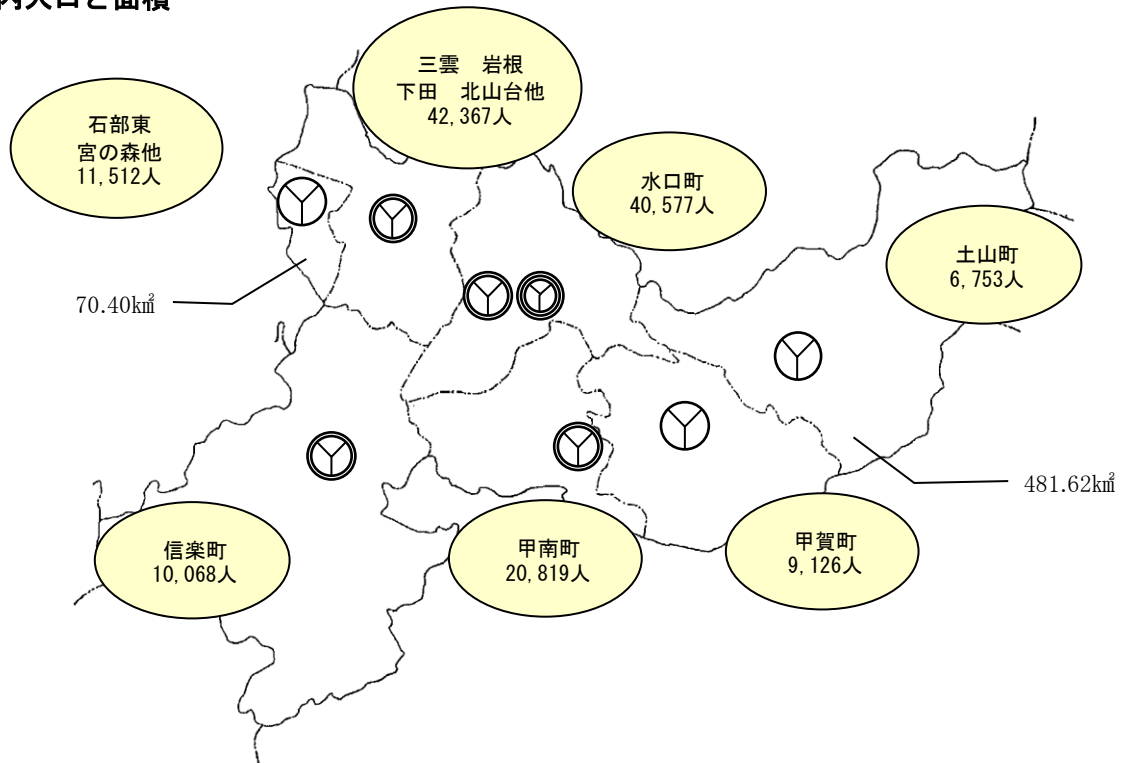
甲賀市においては、東西に横断する国道1号や南北に縦断する国道307号、さらに新名神高速道路の整備を契機とした幹線道路網の整備による広域交通条件の向上と、公共交通幹線軸沿線における土地利用規制の見直しや開発等により、都市機能や商業機能、住宅を誘導することで人口の流入を促進させるとともに、非常備消防と常備消防の相互補完体制の強化に加え、地域コミュニティの活動を活性化させることで、地域防災力の強化を図り、市民生活の安心と安全を確保する施策等が計画されている。

#### (4) 消防力情勢

##### ① 常備消防と非常備消防(令和7年4月1日現在)



#### 管内人口と面積



## ② 消防相互応援協定

協 定 内 容	協 定 先
滋賀県広域消防相互応援協定	滋賀県下消防本部
滋賀県広域消防相互応援協定(南ブロック)	大津市、湖南広域消防局、高島市
相互応援協定	大津市
相互応援協定	湖南広域消防局
相互応援協定	東近江行政組合消防本部
相互応援協定	伊賀市消防本部
相互応援協定	相楽中部消防組合
相互応援協定	京田辺市
名神高速道路消防応援協定	名神高速道路沿線消防本部
滋賀県防災ヘリコプター応援協定	滋賀県
携帯電話等からの119番通報等に関する協定	滋賀県下消防本部（局）
滋賀県生物化学テロ災害相互応援に関する覚書	滋賀県下消防本部（局）
滋賀県防災ヘリコプター支援協定	滋賀県
高速道路における消防相互応援協定	亀山市消防本部
新名神高速道路消防応援協定	大津市消防局 湖南広域消防局 鈴鹿市消防本部 亀山市消防本部
国道1号及び亀山市林道安楽越線並びに甲賀市市道安楽越線における消防相互応援協定	亀山市消防本部
国道1号栗東水口道路における消防、救急及び救助業務についての覚書	湖南広域消防局
名神高速道路における消防及び救急業務についての覚書	湖南広域消防局、東近江行政組合
新名神高速道路消防連絡会規約	大津市消防局、湖南広域消防局、亀山市消防本部、鈴鹿市消防本部
新名神高速道路消防応援協定書に基づく覚書	大津市消防局、湖南広域消防局
高速自動車国道近畿自動車道名古屋神戸線における消防相互応援協定	亀山市、亀山市消防本部、鈴鹿市、鈴鹿市消防本部

### その他の機関における協定

協 定 内 容	協 定 先
新幹線災害時における消防関係機関と鉄道事業者との連携に関する覚書	東海旅客鉄道株式会社
局所災害時の消防活動支援に関する協定書	滋賀県解体工事業協会甲賀支部
感染症患者等の移送協力に関する協定書	滋賀県甲賀保健所
安定的な酸素供給に関する協定	谷口酸素工業株式会社
特殊災害時消防活動支援に関する協定書	株式会社コーガアイソトープ

## 6 人員計画・組織・装備

### (1) 消防力の現状（令和7年4月1日現在）

当消防本部の管内人口は 141,222人、管内世帯は 63,410世帯、管内面積 552.02平方キロメートルで、現在の消防体制は1本部、4消防署、3分署があり、206名の消防職員と消防自動車10台（予備車両含む）、化学消防車2台、救急自動車9台（予備車両含む）、はしご付消防自動車1台、救助工作車2台、積載車等8台により、24時間365日対応している。

また、日常での通常災害では各署に配備されている装備と人員により対応し、平時の消防隊数を超えた災害については、状況に応じて隊員と必要車両を増強している。

現在の出動体制は、上記に示すとおりであるものの、当消防本部が配備する車両台数と人員数に乖離が見られ、消防力の最大化が図れていない状況である。具体的な例を挙げると、建物火災出動を例にした場合、消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車、救助工作車及び救急自動車が同時に出動することが理想ではあるものの、現有の人員数では、乗換運用を余儀なくされているのが現状である。また、それぞれの車両に乗車する隊員は、消防ポンプ自動車2名又は勤務体制により乗換運用、水槽付消防ポンプ自動車3名、救助工作車2名又は勤務体制により乗換運用、救急自動車3名で対応している状況にある。現況のように乗換運用となれば、本来出動すべき車両が初動運用できず、配備される車両の効果が得られないことに併せ、消防力が充足できない状況が発生する。

### (2) 今後の消防力の考え方

消防力を考える上における要素としては、地域における地勢、道路事情、建築物の構造等を勘案したものとされている。また、諸事情を勘案するうえにおいては、人口、防火対象物の数、防火対象物の内容、危険物施設数等から将来における消防の需要予測を考えなければならないとされている。しかしながら、消防力の強化を図るためには、国の示す消防力の整備指針を理想とするも、構成市における財政状況等総合的な材料を加味したうえでの結果となるものであり、段階的な対応が必要となる。

従って、これまでの消防力整備のための判断要素をもとに、現在進行しつつある行財政計画との整合性を図るとともに、消防力の現状で示すとおり、消防力が充足できていない現状をいち早く改善させることを急務と捉え、市民の安心と安全を確保するための整備に努めるものとする。なお、市民の安心と安全の確保のためには、日常のかつ局所的な災害や事故への対応を優先に考えるとともに、大規模災害時における受援体制を考慮し、次の項目を目標とする。

- ア 火災現場における初動活動は、延焼度合いに大きく影響するところでもあり、この活動車両に乗車する隊員を消防ポンプ自動車は3名以上、水槽付消防ポンプ自動車、救助工作車及びはしご付消防自動車は4名以上を目標とする。
- イ 消防力の整備指針に示すところの災害現場において指揮活動と安全管理を行う指揮隊の運用を行う。
- ウ 消防団、自主防災組織等との情報共有及び連携の強化を図るものとする。
- エ 震災等大規模災害対策の推進を図るものとする。
- オ 事業経費は効果的観点から、緊急性が高く、市民の安心安全につながる事業を選択し実施する。
- カ 管内の消防情勢の変化や実情に合わせた車両配置換えを行う等、運用方法の再検討を行う。
- キ 国庫補助負担金制度の変更により、車両整備が困難な状況にあるが、対象となる車両については現存する制度の活用と、対象外の車両にあつては、リースメリットを活かした手法を取り入れるとともに、日常的な整備による車両寿命の延命を図る。
- ク 人材確保及び育成を推進し、組織力を向上させるとともに、現場活動体制の充実強化を図る。

### (3) 大規模災害に対する今後の対応

平成23年に発生した東日本大震災は、これまでに経験したことのない大規模、広範囲、複合的なものとなり、かつてない被害が発生した。

また、南海トラフを震源とするマグニチュード8～9級の地震の発生確率が、今後30年以内で70～80%、40年以内では90%程度とされ、これによる甚大な被害の発生が想定されるとともに、平成28年の熊本地震、令和6年1月に発生した能登半島地震のように、震源は浅いが、大きな被害をもたらす地震の発生も懸念されている。

加えて、能登半島地震のように短期間で甚大な被害をもたらす地震が頻発していることから、いつ・どこで大地震が発生しても不思議ではない。

さらに、平成30年7月豪雨、令和2年7月豪雨、令和4年8月豪雨など、近年の気候変動等に伴う集中豪雨、大型化する台風などにより全国各地で水害や土砂災害が頻発・激甚化している。

このような現有消防力をはるかに上回る大規模災害においては、単独の消防機関だけでは対応は困難であり、「自助」・「共助」・「公助」が一体となり、互いに連携し活動することで、早期の復旧及び復興につなげることができる。

については、大規模災害時には甲賀市地域防災計画、湖南市地域防災計画及び消防本部非常災害警備計画（大火災警備計画、救助警備計画、風水害警備計画、地震警備計画）に基づき対応するとともに、次の項目を重点に充実強化を図るものとする。

#### ア 災害時における災害対応体制の確立

大規模災害は、複雑かつ同時多発的に発生することから、被災地の消防本部は限られた消防力で対応を求められている。このことから、大規模災害が発生した際に初期に災害に即応していくための人員、施設、車両装備、資機材及び水利の確保について検討を図ることにより、効果的な初動活動の体制を確立するものとする。

#### イ 情報管理体制の確立

早期に情報を収集、集約、分析して災害活動につなげていくこと、また災害の発生状況から消防力対応の可否判断を行うためにも初動期における情報管理が重要である。

このことから、情報通信について多様性、冗長性、機動性等を考慮し、また関係機関との情報の共有と連携を視野に入れた整備等を検討することにより、情報収集及び伝達手段の確保を図るものとする。

- ・ 衛星携帯電話等多様な通信手段の確保
- ・ 無線機の有効な活用

#### ウ 消防団、自主防災組織等との情報共有及び連携のあり方

大規模災害発生時は被害が広範囲であることから情報の収集をはじめ、広報や避難誘導活動、被害対応などにおいて、関係機関との連携は不可欠であり、消防本部と消防団との情報の共有と連携活動が重要となる。このことから、消防団との情報伝達、指揮系統や指揮本部のあり方等について検討を行うものとする。

また、大規模災害時における総合的な対応を図るためには、消防団との共通認識を持つことが大切であり、災害の状況に応じた活動の優先順位や、地域の実情に応じた災害を想定して事前に定めておく必要がある。このことから、消防団との間において受援体制を含めた消防活動方針について検討を図るものとする。

- ・ 災害発生時の消防本部及び消防団との合同の指揮本部の設置
- ・ 消防本部と消防団との情報連絡手段の整備
- ・ 具体的な活動についての役割分担及び連絡方法についての事前計画の策定及び訓練の実施等

## エ 安全管理

東日本大震災においては消防庁舎や消防車両に多大な被害を受けた状況下での活動が行われたうえ、多くの消防職員、団員の尊い命が奪われた。

消防の活動は危険と隣りあわせであり、火災現場などでは多くの災害現場経験等から資機材や装備をはじめ、状況に応じた安全管理対策を図ったうえでの活動となるが、地震災害など広範囲に及ぶ災害については、事前に訓練等を通じて周知することも重要である。このことを踏まえ、各種研修に加え訓練の実施等により活動中における隊員の安全対策の強化について取り組むものとする。

## オ 長期化活動への対策等

大規模災害発生時には、活動が長期化することが想定されるため、活動を継続するためには必要な水、食糧、非常電源等の備えが余儀なくされる。このことから、長期活動への備えの再点検を行うとともに、隊員の健康と安全を考慮した活動方針を樹立するものとする。

## カ 緊急消防援助隊受援体制

現有の消防力を超える災害については、各応援協定及び緊急消防援助隊等の出動を受けることとなるが、緊急消防援助隊については、滋賀県緊急消防援助隊受援計画及び甲賀広域行政組合消防本部消防受援計画に基づき、構成市との連携の中、必要とする地域の選定、進出拠点、燃料補給体制、水利の確保、食糧補給体制及び野営可能場所等の確保に努めなければならないところであり、消防の総力を最大限に引き出すための体制の構築に努めるものとする。

## キ 地域総合防災力の強化

東日本大震災では、「地域における防災力」の重要性が明らかになったところであり、同時に多発する災害に対して消防機関をはじめとする各防災機関の迅速かつ的確な対応が困難になる事態が予想されることから、初動時における消防団や自主防災組織の役割は大きいと考えられる。そのためには、地域や自主防災組織、学校及び企業等との連携が必要であり、自主防災組織においては防災情報を共有する取組みと訓練への企画を進め、地域や企業及び学校においては、あらゆる機会をとらえ、地震の教訓を継承し、防災訓練や応急手当講習への参加を推し進めるものとする。

#### (4) 消防職員採用計画

##### 令和7年度

	採用数	4月	消防学校 入校時	10月	派遣	派遣後	派遣内容
令和7年度	9	206	199	207	4	203	消防学校1、航空隊1、構成市2（定年退職0）

※1 採用9名中2名は、キャリアリターン採用

※2 4月から10月までの中途退職者1名、10月キャリアリターン採用2名

##### 令和8年度～令和13年度

	採用数	4月	消防学校 入校時	10月	派遣	派遣後	派遣内容
令和8年度	5	210	205	210	4	206	航空隊1、消防学校1、構成市2（定年退職1）
令和9年度	4	214	210	214	2	212	航空隊1、消防学校1（定年退職1）
令和10年度	4	218	214	218	2	216	航空隊1、消防学校1（定年退職4）
令和11年度	3	221	218	221	2	219	航空隊1、消防学校1（定年退職3）
令和12年度	2	223	221	223	2	221	航空隊1、消防学校1（定年退職2）
令和13年度	3	226	223	226	2	224	航空隊1、消防学校1（定年退職6）

#### (5) 各資格者養成及び研修計画

##### 救急救命士養成計画

	救急隊数	救急救命士総数	養成人員	50歳以上又は本 部勤務等に従事	実運用救命 士数 ※ <sub>1</sub>	気管挿管 認定 ※ <sub>2</sub>	薬剤投与 認定	拡大新処 置 ※ <sub>3</sub>
令和8年度	8	56	1	18	38	1 (2)	1	1
令和9年度	8	56	3	17	39	1 (2)	3	3
令和10年度	8	57	3	16	41	1 (2)	3	3
令和11年度	8	59	3	18	41	1 (2)	3	3
令和12年度	8	61	3	17	44	1 (2)	3	3
令和13年度	8	63	3	16	47	1 (2)	3	3

※ おおむね50歳までを救急活動範囲とし、60歳を迎えた者は総数から除く

※<sub>1</sub> 救急隊に当たらない救命士（50歳以上）・本部従事者3名（固定値）を除く

※<sub>2</sub> 実習状況により最大で2名

※<sub>3</sub> 心肺機能停止前の重篤傷病者に対する静脈路確保及び輸液、血糖測定並びに低血糖発作症例へのブドウ糖溶液投与

##### 隊員養成計画

	特別救助隊		水難救助隊		山岳救助隊		消防音楽隊	
	隊員数	新規養成	隊員数	新規養成	隊員数	新規養成	隊員数	新規養成
令和8年度	20	1	11	1	11	1	23	3
令和9年度	20	1	11	1	12	2	23	2
令和10年度	20	1	11	1	11	1	23	2
令和11年度	20	1	12	1	11	1	23	2
令和12年度	20	1	11	0	11	1	23	2
令和13年度	20	1	12	1	11	1	23	2

※ 隊員交代を考慮

予防技術資格者養成計画

	防火査察	消防用設備等	危険物	※( )内は養成数
令和7年度	32	30	9	
令和8年度	36 (4)	34 (4)	10 (1)	
令和9年度	40 (4)	38 (4)	10	
令和10年度	44 (4)	42 (4)	11 (1)	
令和11年度	48 (4)	46 (4)	11	
令和12年度	52 (4)	50 (4)	12 (1)	
令和13年度	55 (3)	54 (4)	12	

予防技術資格者については、消防力の整備指針上、係に1名以上配置する必要があるが、予防要員が専任（日勤）を求められていることを踏まえると、日勤ベースで1名以上配置する必要がある。日勤ベースの現状の配置状況は、防火査察で約6割、消防用設備等で約4割であり、大きく不足している（危険物は10割で問題はない）。

よって、日勤ベースで1名以上の資格者を配置するには、防火査察、消防用設備等ともに約50名の資格者が必要であることから、令和13年度に10割の配置状況となるような養成計画とする。ただし、危険物については、消防力の整備指針上、8名の予防要員が必要であること及び若手の育成を踏まえ、2年毎に1名ずつ養成することとする。また、現状の資格者に若手がないこと、定年退職者、途中退職者等を踏まえ、計画には余裕を持たせている。

なお、当該養成計画は、あくまで、予防業務を担う職員が隔日勤務する場合の計画であり、日勤の予防要員が配置されれば、必要な資格者数は限られる。

職員研修等計画

	学 校 研 修					現任研修	
	初任研修	専科教育	特別教育	幹部教育	消防大学校	部外研修	資格技能研修
令和7年度	7	23	6	1	2	27	36※
令和8年度	5	13	13	4	3	27	39※
令和9年度	4	21	6	1	3	27	39※
令和10年度	4	12	13	4	3	27	37※
令和11年度	3	20	6	1	3	27	38※
令和12年度	2	10	13	4	3	27	37※
令和13年度	3	20	6	1	3	27	38※

※採用時の資格保有者数及び要資格隊員の養成数により変動する。

部外研修・講習等

- 救急救命士就業前病院実習
- 救急救命士気管挿管病院実習
- 救急救命士生涯教育病院実習
- 救急隊員症例検討会
- 日本救急医学会
- 救急隊員部会
- 救急隊員シンポジウム
- 救助隊員シンポジウム
- 交通安全講習
- 市町村職員研修
- 全国市町村国際文化研修所研修
- 救助潜水士養成講習
- 違反是正の推進に係る実務研修
- 火災化学セミナー
- 緊急自動車安全運転研修
- 特殊材料ガス・毒性ガス取扱い保安講習
- 高圧ガス保安講習
- 航空支援隊員研修

資格技能講習・研修等

- 玉掛技能講習
- 小型移動式クレーン運転技能講習
- 小型船舶操縦免状講習
- アーク溶接等特別教育
- 衛生管理者講習
- 安全衛生推進者講習
- テールゲートリフター特別教育講習
- 伐木に係る特別教育
- フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ドローン目視外夜間飛行操縦講習
- ドローンフライトマスター講習
- 酸素欠乏等作業主任者講習
- ロープ高所作業特別教育

★その他、人材育成の一環として、コミュニケーション能力の向上に係る研修や行政職員として必要となる研修への派遣を行います。

(6) 組織計画  
 ○令和7年4月1日時点  
 206名(定数228名)

※ 指揮隊の運用状況により一部変更の可能性あり

1名(4名)	消防長	1名
	次長	4名

※次長4名は、消防総務課長、通信指令課長、水口消防署長、湖南中央消防署長を兼務。

消防本部 50名	消防総務課 7名 (内2名事務部局から出向)	危機管理室 庁舎建設準備室 庶務企画係 経理係
	消防総務課付 出向等13名(新規採用職員含む)	
	警防課 7名 (内1名再任用職員)	警防係 救助係 救急係 火災調査係
	予防課 6名	予防係 危険物指導係
	通信指令課 16名	通信係 指令係 庶務係

水口消防署 44名 日勤者除く 1日勤務 (10名～11名)	庶務係
	警防第1係
	警防第2係
	予防第1係
	予防第2係
	救急第1係
	救急第2係
	特別救助第1係 特別救助第2係

土山分署7名 [1日6名勤務]	分署第1係
	分署第2係

甲南消防署 28名 日勤者除く 1日勤務 (6名～7名)	庶務係
	警防係
	予防第1係
	予防第2係
	救急第1係
	救急第2係 救急係

甲賀分署5名 [1日3名勤務]	分署第1係
	分署第2係

信楽消防署 23名 日勤者除く 1日勤務 (6名～7名)	庶務係
	警防第1係
	警防第2係
	予防係
	救急第1係 救急第2係

湖南中央消防署 42名 日勤者除く 1日勤務 (10名～11名)	庶務係
	警防第1係
	警防第2係
	予防第1係
	予防第2係
	救急第1係
	救急第2係
	特別救助第1係 特別救助第2係

湖南石部分署7名 [1日5名勤務]	分署第1係
	分署第2係

50名

156名

組織計画  
 ○令和13年度  
 226名(定数228名)

1名(4名)	消防長	1名
	次長	4名

※1 役職定年職員・関係機関派遣職員を含む。  
 ※2 次長は1名が単独次長、1名が本部課長兼務  
 2名が水口消防署長・湖南中央消防署長兼務

消防本部 39名	消防総務課5名	危機管理室 庁舎建設準備室 庶務企画係 経理係
	消防総務課付 出向等5名(再任用職員含む)	
	警防課 6名	警防係 救助係 救急係 火災調査係
	予防課 8名	予防係 危険物指導係
	通信指令課 20名	通信係 指令係 庶務係

水口消防署 56名 日勤者除く 1日勤務 (12名～15名)	庶務係
	警防第1係
	警防第2係
	予防第1係
	予防第2係
	救急第1係
	救急第2係
	特別救助第1係 特別救助第2係

土山分署7名 [1日6名勤務]	分署第1係
	分署第2係

甲南消防署 33名 日勤者除く 1日勤務 (9名～10名)	庶務係
	警防第1係
	警防第2係
	予防第1係
	予防第2係
	救急第1係 救急第2係

甲賀分署5名 [1日3名勤務]	分署第1係
	分署第2係

信楽消防署 29名 日勤者除く 1日勤務 (7名～9名)	庶務係
	警防第1係
	警防第2係
	予防第1係
	予防第2係 救急第1係 救急第2係

湖南中央消防署 56名 日勤者除く 1日勤務 (11名～14名)	庶務係
	警防第1係
	警防第2係
	予防第1係
	予防第2係
	救急第1係
	救急第2係
	特別救助第1係 特別救助第2係

湖南石部分署7名 [1日6名勤務]	分署第1係
	分署第2係

42(47)名

179名

※( )内出向者等含む

## 人員計画

令和7年度における人員等状況

( )内は役職定年職員及び派遣職員を含む人員数

		台数	算定人数	乗車人数
指揮車		4	0	編成無し
タンク車	5人乗車	6	53	1隊2名～3名
ポンプ車	4人乗車	3	15	1隊2名～3名 1台乗換運用
はしご車	乗換運用	1	0	乗換運用
化学消防車	5人乗車	2	18	1隊2名～3名
広報車	乗換運用	1	0	
査察車	乗換運用	1	0	
積載車	乗換運用	1	0	
救急自動車	3人乗車	6	54	1隊3名 1台乗換運用
救助工作車(下記を除く)		0	0	
救助工作車(省令4条)		2	18	1隊2名～3名
			158	
通信員の数			16	
予防要員の数			1	
上記以外の人員			24 (31)	
			199 (206)	



令和13年度における人員等状況

( )内は役職定年職員及び派遣職員を含む人員数

		台数	算定人数	乗車人数
指揮車		4	6	(1隊2名) 指揮隊：水口消防署1隊
タンク車	5人乗車	6	54	(1隊3名)
ポンプ車	4人乗車	3	27	(1隊3名)
はしご車	乗換運用	1	0	乗換運用
化学消防車	5人乗車	2	18	(1隊3名)
広報車	乗換運用	1	0	
査察車	乗換運用	1	0	
積載車	乗換運用	1	0	
救急自動車	3人乗車	6	54	(1隊3名) 1台乗換運用
救助工作車(省令4条)		2	15	(1隊2～3名)
			174	
通信員の数			19	
予防要員の数			6	
上記以外の人員			18 (27)	
			217 (226)	

## 甲賀広域行政組合消防本部職員数の推移

令和5年4月に、「国家公務員法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第61号）が施行され、令和5年4月を起点に、2年に1歳ずつ定年を引上げ、令和13年4月に65歳に達することとなる。

これに伴い、地方公務員の定年についても国家公務員の定年を基準として、各地方公共団体において条例で定めるものとされており、本消防本部職員についても例外ではない。

しかしながら、消防業務という特殊性、体力的負荷を考慮すると、定年延長後の職員配置や業務内容について、検討が必要である。

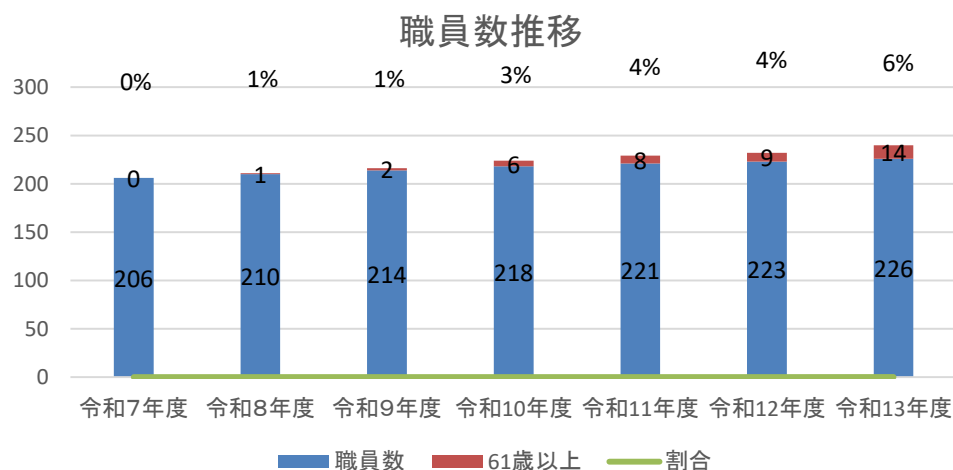
	職員数	役職定年者数	職員数に対する割合	定年延長年齢
令和7年度	206	0	0%	62歳
令和8年度	210	1	1%	62歳
令和9年度	214	2	1%	63歳
令和10年度	218	6	3%	63歳
令和11年度	221	8	4%	64歳
令和12年度	223	9	4%	64歳
令和13年度	226	14	6%	65歳

## 高齢期職員の消防活動における課題

消防業務は、加齢に伴う身体機能の低下が職務遂行に大きな支障を来すおそれがある職種とされ、高齢期職員の消防活動における課題として体力管理が必要となる。

過酷な活動環境下において、自らの安全確保を保ちつつ、自らの能力を最大限に発揮することが求められるなか、加齢に伴う身体機能の低下を上げる範囲には限界があり、安全を担保できる範囲の見極めが必要である。

併せて、業務の特性を加味し、高齢期職員の能力が十分に発揮できる配置及び役割に視点を置き、消防力の維持強化に努める必要がある。



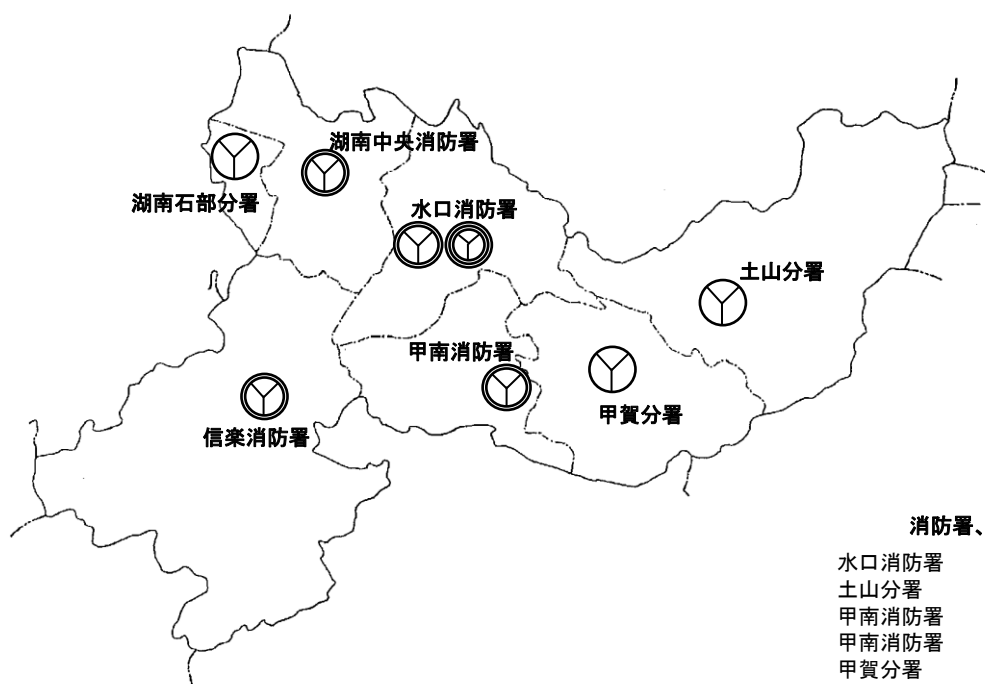
## (7) 施設等整備

### ・庁舎建設のあゆみ

現在の常備消防体制は、昭和48年4月4日に甲賀郡行政事務組合の一部局として「甲賀郡消防本部」が設置され、その後、平成16年10月の市町村合併により「甲賀広域行政組合消防本部」として現在に至る。また、消防庁舎については、広域消防として発足後の昭和48年12月に第1消防分遣所（土山分署）、昭和49年4月に第4消防署（信楽消防署）、第3消防署（甲南消防署）、第2消防分遣所（湖南石部分署）、昭和50年11月に消防本部、第1消防署（水口消防署）及び昭和55年3月に第2消防署（湖南中央消防署）がそれぞれ竣工された。その後、大きく移り変わる社会情勢の中、地域の消防行政需要に対処するため、関係者の深い御理解のもとにそれぞれの消防庁舎は下記のとおり強固な防災拠点施設として整備された。

### 消防庁舎の現況

庁舎名		所在地	建築年月	敷地面積	延面積
消防本部 水口消防署	庁舎	甲賀市水口町水口6218番地	H11.3	8,102.86㎡	3,756.17㎡
	訓練塔	甲賀市水口町水口6218番地	H12.3		546.30㎡
	指令施設	甲賀市水口町水口6218番地	H30.3		-
土山分署		甲賀市土山町前野124番地	H20.2	1,896.00㎡	350.88㎡
甲南消防署		甲賀市甲南町池田3578番地1	H24.3	3,679.00㎡	802.60㎡
甲賀分署		甲賀市甲賀町大久保1289番地	H17.3	1,231.97㎡	209.17㎡
信楽消防署		甲賀市信楽町長野1306番地6	H15.3	3,276.17㎡	762.50㎡
湖南中央消防署		湖南市中央一丁目1番地	S55.3	1,224.00㎡	616.93㎡
湖南石部分署		湖南市石部中央四丁目1番6号	H17.3	661.50㎡	356.91㎡



### 消防署、分署からの主な距離

水口消防署	～	水口町春日	6.9km
土山分署	～	土山町大河原	12.0km
甲南消防署	～	甲賀町高嶺	9.3km
甲南消防署	～	甲賀町神	10.6km
甲賀分署	～	甲賀町神	4.6km
信楽消防署	～	信楽町朝宮	11.3km
信楽消防署	～	信楽町多羅尾	10.1km
湖南中央消防署	～	湖南市下田	7.2km
湖南中央消防署	～	湖南市サイドタウン	7.2km
湖南石部分署	～	湖南市サイドタウン	4.8km

・庁舎整備計画

現在、国の示す建物耐用年数は、鉄筋コンクリート造で概ね50～60年、鉄骨造で概ね40年と言われている。

この年数を最大値まで引き上げるためには、15～20年経過後に長寿命化改修工事が必須であり、計画的な予算計上と実施計画が必要となる。

また、現在の湖南中央消防署については、庁舎の老朽化や女性専用施設の未整備などさまざまな課題を解決することに加え、将来における消防需要の拡大、地域防災力の強化及び施設環境の安定化を図るためにも早期に庁舎整備を進めることが重要と考える。加えて、庁舎整備に係る財源にあっては、財政上の優遇措置がある地方債を最大限活用することが重要であり、先に公表された「緊急防災・減災事業債」の令和12年度までの期間延長を踏まえ、湖南中央消防署の庁舎整備については、令和12年度までの整備完了を目指すものとして進めるものとする。

これに併せ、他の庁舎についても下記のとおり計画的に庁舎の大規模改修及び建替え計画を示し、計画的な庁舎整備を進めていく。

消防庁舎の改修計画

庁舎名		建築年月	構造	耐用年数	長寿命化改修	建替
消防本部 水口消防署	庁舎	H11.3	RC	50～60	H30年度	R40年度
	訓練塔	H12.3	RC	50～60	R07年度	R41年度
土山分署		H20.2	S	40	R12年度	R29年度
甲南消防署		H24.3	S	40	R12年度	R33年度
甲賀分署		H17.3	S	40	R11年度	R26年度
信楽消防署		H15.3	S	40	R11年度	R24年度
湖南中央消防署		S55.3	RC	40	—	R12年度
湖南石部分署		H17.3	S	40	R11年度	R26年度

消防庁舎長寿命化イメージ



(8) 車両整備

消防車両については、次に定める更新計画に基づいて整備を図るものとする。

なお、車両の整備には有力な財源となる補助金の確保が年々厳しい状況となっており、緊急消防援助隊関係車両を除くものは自主財源に頼ることになる。

このため、日々の車両管理の徹底と合理的な更新基準に配慮した整備計画に基づき、効率的な車両運用と歳出の抑制に努めているところであり、今後も使用頻度に応じた車両の配置転換等を行いながら更新を図るものとする。

更新基準

救急車	10年又は20万キロ	救助工作車	22年
消防ポンプ自動車	20年	はしご車	17年
水槽付消防ポンプ自動車	20年	積載車	22年
化学消防車	20年	指令車・その他の車両	20年

車両の現況 救急車 令和7年4月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	備 考
警防課	高規格	平成23年11月	202,751 km	非常用
水口消防署	高規格	令和元年11月	140,714 km	
土山分署	高規格	平成29年10月	111,050 km	
	高規格	平成22年1月	226,337 km	※
甲南消防署	高規格	令和5年2月	47,702 km	
甲賀分署	高規格	平成26年11月	183,896 km	
信楽消防署	高規格	令和6年2月	25,369 km	
湖南中央消防署	高規格	令和元年11月	141,366 km	
湖南石部分署	高規格	令和3年11月	61,688 km	

※令和6年度以降は消防本部に配置しています。

車両の現況 指令車、指揮支援車、査察車等 令和7年4月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	備 考
消防総務課	その他	平成23年1月	118,656 km	リース
警防課	指揮支援車	平成21年11月	57,508 km	
	支援車	平成30年12月	37,187 km	寄 贈
通信指令課	連絡車	平成26年7月	63,282 km	
予防課	査察車	平成19年10月	136,275 km	
水口消防署	指令車	平成30年1月	64,580 km	
土山分署	連絡車	平成23年2月	32,797 km	寄 贈
甲南消防署	指令車	平成28年2月	65,022 km	
	連絡車	令和2年3月	21,979 km	
信楽消防署	指令車	平成28年2月	38,610 km	
	連絡車	平成25年7月	57,142 km	
湖南中央消防署	指令車	平成26年9月	47,928 km	
	連絡車	平成25年7月	75,996 km	

車両の現況      ポンプ車   タンク車   化学車      令和7年4月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	稼働時間
消防本部	タンク車	平成7年12月	43,384 km	5,320
水口消防署	タンク車	平成23年1月	63,848 km	6,609
	化学車	平成30年2月	28,709 km	3,213
土山分署	タンク車	平成28年1月	71,920 km	4,676
甲南消防署	ポンプ車	令和4年2月	9,194 km	981
	タンク車	平成26年1月	26,510 km	4,002
甲賀分署	ポンプ車	平成9年11月	97,838 km	7,718
信楽消防署	ポンプ車	令和5年3月	7,981 km	702
	タンク車	平成29年1月	21,116 km	2,443
湖南中央消防署	タンク車	平成25年2月	48,772 km	5,290
	化学車	平成28年1月	44,748 km	4,584
湖南石部分署	タンク車	平成29年3月	23,645 km	3,079

車両の現況      救助工作車   積載車      令和7年4月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	稼働時間
水口消防署	救助工作車	令和7年3月	867 km	253
消防本部	積載車	平成15年1月	45,584 km	-
湖南中央消防署	救助工作車	令和2年12月	16,422 km	1,916

車両の現況      はしご車      令和7年4月1日現在

所 属	登録年月日		参 考	稼働時間
湖南中央消防署	はしご車	平成30年10月	6,343 km	1,436

消防車両更新計画      (単位 千円)

年度	事業名	事業費	財源内訳				備考
			国庫支出金	県支出金	地方債	一般財源	
令和8年度	水槽付消防ポンプ自動車 水口消防署	73,370	0	0	53,900	19,470	水口タンク1※
令和9年度	高規格救急自動車 甲賀分署	36,000	14,818	0	17,400	3,782	甲賀救急1※
	消防ポンプ自動車 甲賀分署	55,500	0	0	48,700	6,800	甲賀ポンプ1
	査察車 消防本部	10,000	0	0	0	10,000	本部査察1
令和10年度	高規格救急自動車 水口消防署	36,000	0	0	31,900	4,100	水口救急1
	高規格救急自動車 土山分署	36,000	14,818	0	17,400	3,782	土山救急1※
令和11年度	高規格救急自動車 湖南中央消防署	36,000	0	0	31,900	4,100	甲西救急1
	積載車 消防本部	79,000	0	0	56,300	22,700	甲南積載1※
令和12年度	指揮支援車 警防課	17,000	0	0	0	17,000	本部指揮支援1
令和13年度	高規格救急自動車 湖南石部消防署	36,000	14,818	0	17,400	3,782	石部救急1※
	水槽付消防ポンプ自動車 湖南中央消防署	89,000	0	0	63,400	25,600	甲西タンク1※
	連絡車 土山分署	1,900	0	0	0	1,900	土山連絡車

※ 緊急消防援助隊登録車両

## (9) 通信指令装置関係

平成26年度に消防救急デジタル無線(以下「デジタル無線」という。)を整備、更に平成28年度から平成29年度にかけて高機能消防指令システム(以下「指令システム」という。)を整備し運用している。各種災害対応等において、デジタル無線及び指令システムは休みなく稼働させているため、毎年計画的に保守業者による点検を実施し、機能を維持するため必要により消耗部品等を交換している。

更新整備は、無線運用及び指令システムの機能を維持するうえで大変重要なものであり、必要不可欠な事業である。デジタル無線については、令和10年度に更新整備を実施する計画である。指令システムについては、令和8年度に基幹システムの更新(中間整備)、令和13年度には全体の更新整備を実施する計画である。

### 通信指令関係計画

年度 内容	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
位置情報システム総合型	使用料金 保守料金	→	→	→	→	→
デジタル無線設備保守	保守料金	→	→	→	→	→
高機能消防指令システム保守	保守料金	→	→	→	→	→
消防救急デジタル無線及び 高機能消防指令システム更新	高機能消防 指令システム 中間整備		消防救急 デジタル無線			高機能消防 指令システム

### 自家発電設備整備計画

各消防署に配置している自家発電設備は、メーカーの推奨も鑑み設置から20年が経過した設備を順次更新している。令和元年度に水口消防署土山分署、甲南消防署及び信楽消防署の整備を完了し、令和2年度に甲南消防署甲賀分署の整備を完了している。湖南中央消防署湖南石部分署は、設置から20年が経過した令和7年度に更新工事を完了している。湖南中央消防署については、庁舎建替え計画の進捗状況を踏まえ、更新計画を進めている。

年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
整備計画場所		←		湖南中央消防署	→	

## (10) 今後の検討課題

本計画策定に関する経緯については、平成21年からスタートし、当時の構成両市を取り巻く社会環境の変化に伴い市制施行、工業団地への企業誘致、新名神高速道路の供用開始等々、消防行政においても多種多様な対応が求められておりました。時代の変遷は、日進月歩な時代の転換期を迎え、昨今の社会情勢の目まぐるしい変化に加えて、物価上昇等、市民の生活に大きな影響を与える今、消防の真の目的である市民の生命、身体及び財産を守る責務を全うし、地域住民の負託に応えるため、市民の視点と厳しさを増す構成両市の財政状況に配慮しつつ、計画的な消防力の充実強化を図ることを根幹に策定いたしました。

これまでの経過を辿ると、本計画策定当初には、消防救急無線のデジタル化（平成27年3月運用開始）、さらに高機能指令装置の更新（平成30年3月運用開始）という大きな事業が控えていたことから経費削減が検討課題とされ、初版から第4次改訂版まで組織の集約化を中心とした整備計画が示されており、本組合議会においても同様の議論が交わされてきたところです。

第5次改訂版では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、国をはじめ、我々消防を取り巻く環境においても、これまで経験したことのない未知の状況下であり、消防力の維持、業務内容の見直し及び今後の対策等について組織体制、財政面、業務内容の一新に焦点が置かれてきました。

本編第6次改訂版では、これまでの経過及び背景を踏まえつつ、日々転換する時代の流れに敏感に適應できる組織体制、財政措置、業務遂行に焦点を置き、変遷する災害形態に的確に対応すべく、消防力の維持・向上に目を向け改訂しました。

今後の検討課題として、まずは刻々と変化する社会情勢に適應し、市民の求めるニーズに応えつつ、消防力の充実強化を図っていくためには、本計画のPDCAサイクルが必要と捉えています。

令和2年3月に取りまとめられた外部機関による当消防本部における常備消防力適正配置調査報告書のまとめに示されるとおり、管内人口の様相は、団塊の世代が後期高齢者になる近い将来には、少子高齢化に拍車がかかり消防業務のうち、救急業務については、湖南市が2035年、甲賀市が2040年までは増加することが予測されています。

更には、毎年発生する異常気象に起因するとされる災害や以前から懸念されている南海トラフを震源とする巨大地震など複雑・多様化、大規模化、激甚化する各種災害に対し、消防業務を取り巻く環境は一層厳しくなる一方で、地域防災の支えとなる消防団員の確保が困難になっている現状等、管内住民の安心安全な生活を確保するために寄せられる期待と業務範囲が増大していくことは、現実的なものであります。

このような状況を踏まえ、地域住民の負託に応えられる消防体制を維持し、一定の消防力を確保すること、また、今後は国の定める消防力の整備指針に基づいた配備車両に対する職員数の確保及び配置を最終目標とし、現況の組織体制と構成両市を取り巻く社会環境を鑑みつつ、現実的視点に立ち検討すること、さらには、定年延長による高齢期消防職員の活躍維持に向けた取り組みが必要であり、将来展望を考える上で喫緊の課題ととらえています。